

公表用

令和 2 年 5 月

## 狛江市議会第 2 回定例会提出議案



## 提 出 議 案

34

- 1 報告第1号 狛江市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて -3-
- 2 報告第2号 狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて -11-
- 3 報告第3号 狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて -15-
- 4 報告第4号 令和2年度狛江市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて -19-
- 5 議案第27号 令和2年度狛江市一般会計補正予算（第2号） -21-
- 6 議案第28号 令和2年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） -23-
- 7 議案第29号 狛江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 -25-
- 8 議案第30号 狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例 -27-
- 9 議案第31号 狛江市税条例の一部を改正する条例 -29-
- 10 議案第32号 狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例 -31-
- 11 議案第33号 狛江市手数料条例の一部を改正する条例 -33-
- 12 議案第34号 狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 -35-
- 13 議案第35号 狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 -37-
- 14 議案第36号 狛江市国民健康保険条例の一部を改正する条例 -39-

- 15 同意第2号 狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて -41-
- 16 同意第3号 狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて -43-
- 17 同意第4号 狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて -45-
- 18 同意第5号 狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて -47-
- 19 同意第6号 狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて -49-
- 20 同意第7号 狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて -51-
- 21 同意第8号 狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて -53-
- 22 同意第9号 狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて -55-
- 23 同意第10号 狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて -57-
- 24 同意第11号 狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて -59-
- 25 同意第12号 狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて -61-
- 26 同意第13号 狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて -63-

報告第 1 号

狛江市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，令和2年4月1日に次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により，これを報告し，承認を求める。

令和2年5月26日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので，地方自治法第179条第1項の規定により，狛江市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月1日



## 報告第 1 号別紙

### 狛江市税条例等の一部を改正する条例

(狛江市税条例の一部改正)

第 1 条 狛江市税条例（平成 3 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 6 の 2 中「12.1 分の 2.4」を「8.4 分の 2.4」に改める。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 48 条第 2 項中「第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項」を「第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項」に改める。

第 54 条第 2 項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 54 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 12」を「第 10 条の 2 の 15」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「によって」を「により」に、「第 49 条の 2」を「第 49 条の 3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 法第 343 条第 5 項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 61 条第 9 項及び第 10 項中「第 349 条の 3 第 12 項」を「第 349 条の 3 第 11 項」に改める。

第 61 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「第 349 条の 3 第 28 項」を「第 349 条の 3 第 27 項」に改め、同条第 2 項中「第 349 条の 3 第 29 項」を「第 349 条の 3 第 28 項」に改め、同条第 3 項中「第 349 条の 3 第 30 項」を「第 349 条の 3 第 29 項」に改める。

第 74 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(現所有者の申告)

第 74 条の 3 現所有者（法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第 75 条第 1 項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第 96 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項（法第 469 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。）」に、「第 16 条の 2 の 3」を「第 16 条の 2 の 3 第 2 項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項（法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 98 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書に前項（法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 16 条の 2 の 3 第 1 項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第 98 条第 1 項中「第 96 条第 2 項」を「第 96 条第 3 項」に改める。

第 131 条第 6 項中「第 54 条第 6 項」を「第 54 条第 7 項」に改める。

付則第 6 条中「平成 34 年度」を「令和 4 年度」に改める。

付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 45 年度」を「令和 15 年度」に、「平成 33 年」を「令和 3 年」に改める。

付則第 8 条第 1 項中「平成 33 年度」を「令和 6 年度」に改める。

付則第 10 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を削り、同条第 7 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 5 項と



し、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第10条の2第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

付則第10条の2第19項を同条第18項とする。

付則第11条の見出し及び付則第11条の2の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

付則第12条の前の見出し及び同条、付則第12条の2、付則第13条の見出し及び同条第1項並びに付則第13条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付則第15条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

付則第22条第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

付則第23条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(狛江市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 狛江市税条例の一部を改正する条例(令和元年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、狛江市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

付則第1条第2号を次のように改める。

(2) 削除

付則第1条第3号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の狛江市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、前条に規定する施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成31年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(狛江市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 狛江市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第21号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（狛江市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 狛江市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

付則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

付則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

（狛江市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 狛江市税条例の一部を改正する条例（平成29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

（狛江市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 狛江市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第17号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

付則第2条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

付則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

付則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

付則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項

中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

報告第 2 号

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，令和2年4月1日に次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により，これを報告し，承認を求める。

令和2年5月26日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので，地方自治法第179条第1項の規定により，狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月1日



狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

狛江市都市計画税条例（平成3年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「市税条例」を「狛江市税条例（平成3年条例第5号。以下「市税条例」という。）」に改める。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで，第22項から第24項まで，第26項，第28項から第31項まで，第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで，第21項から第23項まで，第25項，第27項から第30項まで，第32項又は第33項」に改める。

第5条第2項中「狛江市税条例（平成3年条例第5号）」を「市税条例」に改める。

付則第2項を削る。

付則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め，同項を付則第2項とする。

付則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め，同項を付則第3項とし，同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は，3分の2とする。

付則第6項の前の見出し及び同項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め，同項中「第19項」を「第18項」に改める。

付則第7項から第10項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に，「第19項」を「第18項」に改める。

付則第11項の見出し及び同項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め，同項中「第19項」を「第18項」に改める。

付則第13項中「平成32年度」を「令和2年度」に，「狛江市税条例」を「市税条例」に，「第19項」を「第18項」に改める。

付則第14項中「平成32年度」を「令和2年度」に，「第19項」を「第18項」に改める。

付則第17項中「，第19項，第21項から第25項まで，第27項，第28項，第32項，第36項，第40項，第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで，第24項，第25項，第29項，第33項，第37項から第39項まで，第42項から第44項まで，第47項若しくは第48項」に，「第34項」を「第33項」に改める。

付則第18項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の狛江市都市計画税条例（付則第4項において「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成31年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例付則第17項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

#### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。



報告第 3 号

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，令和2年4月1日に  
次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により，これを報告し，承認を求める。

令和2年5月26日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めた  
ので，地方自治法第179条第1項の規定により，狛江市国民健康保険税条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月1日



## 報告第 3 号別紙

### 狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狛江市国民健康保険税条例（平成6年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第20条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

付則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

#### 付 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に規定する施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の狛江市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。



報告第 4 号

令和 2 年度狛江市一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により，令和 2 年 4 月 28 日に次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定により，これを報告し，承認を求める。

令和 2 年 5 月 26 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので，地方自治法第179条第 1 項の規定により，令和 2 年度狛江市一般会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 28 日



報告第4号別紙

令和2年度

狛江市一般会計補正予算(第1号)





## 令和２年度狛江市一般会計補正予算（第１号）

令和２年度狛江市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，８０６，１８７千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３８，７３５，１８７千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和 ２ 年 ４ 月 ２ ８ 日 専決

狛 江 市 長  
松 原 俊 雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
15. 国庫支出金	2. 国庫補助金	4,930,100	8,572,062	13,502,162
		489,546	8,572,062	9,061,608
16. 都支支出金	2. 都補助金	5,079,504	38,430	5,117,934
		3,163,052	38,430	3,201,482
19. 繰入金	1. 繰入金	446,002	195,695	641,697
		446,002	195,695	641,697
歳入	合 計	29,929,000	8,806,187	38,735,187

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
2. 総務費	1. 総務管理費	2,785,251	8,487,730	11,272,981
		2,031,777	8,487,730	10,519,507
3. 民生費	1. 社会福祉社費	15,685,767	187,657	15,873,424
	2. 児童福祉社費	5,669,172	9,074	5,678,246
7. 商工費	1. 商工費	7,653,874	178,583	7,832,457
		88,721	86,000	174,721
10. 教育費	1. 商工費	88,721	86,000	174,721
	5. 社会教育費	4,233,388	44,800	4,278,188
歳出	1. 教育費	462,140	39,740	501,880
	5. 社会教育費	619,632	5,060	624,692
歳出	合 計	29,929,000	8,806,187	38,735,187

狛江市一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	4,930,100	8,572,062	13,502,162
16. 都支支出金	5,079,504	38,430	5,117,934
19. 繰入金	446,002	195,695	641,697
歳入合計	29,929,000	8,806,187	38,735,187

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源				一般財源
				内訳				
				国支	都支	地方債	その他	
2. 総務費	2,785,251	8,487,730	11,272,981	8,487,730	0	0	0	0
3. 民生費	15,685,767	187,657	15,873,424	84,332	0	0	0	103,325
7. 商工費	88,721	86,000	174,721	0	0	0	0	86,000
10. 教育費	4,233,388	44,800	4,278,188	0	38,430	0	0	6,370
歳出合計	29,929,000	8,806,187	38,735,187	8,572,062	38,430	0	0	195,695

2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1. 総務費 国庫補助金	38,625	8,487,730	8,526,355	1. 総務管理費 補助金	8,487,730	3. 特別定額給付金事業費補助金 8,400,000 4. 特別定額給付金事務費補助金 87,730
2. 民生費 国庫補助金	288,894	84,332	373,226	4. 児童福祉 補助金	84,332	10. 子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金 81,570 11. 子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金 2,762
計	489,546	8,572,062	9,061,608			

(款) 16. 都支出金

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
7. 教育費都補助金	143,908	38,430	182,338	1. 教育総務費 補助金	6,430	11. オンライン学習環境整備支援事業補助金
計	3,163,052	38,430	3,201,482	3. 社会教育費 補助金	32,000	3. 地域学校協働活動推進事業費補助金

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1. 基金繰入金	446,000	195,695	641,695	1. 財政調整 基金繰入金	195,695	1. 基金繰入金
計	446,002	195,695	641,697			

(款) 19. 繰入金

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					説明	
				特定		一般財源				
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円	一般財源 千円		
11. 諸費	28,942	8,487,730	8,516,672	8,487,730						千円
				8,487,730					4. 特別定額給付金事業費	8,487,730
									[特別定額給付金対策室]	
									10. 需用費	14,500
									1. 消耗品費	1,000
									4. 印刷製本費	13,500
									一般事務報酬	3,600
									旅費	30
									普通旅費	(30)
									職員出張旅費	14,500
									需用費	(1,000)
									消耗品費	14,500
									事務用消耗品	(1,000)
									印刷製本費	(13,500)
									封筒等	300
									役員費	14,300
									通信運搬費	8,400,000
									通信運搬費	(9,800)
									郵送料	9,000
									電話料	800
									手数料	(4,500)
									金融機関振込手数料	55,000
									委託料	55,000
									特別定額給付金事業支援業	300
									務委託	300
									使用料及び借借料	300
									複合機借上	300
									負担金、補助及び交付金	8,400,000
									特別定額給付金	8,400,000
計	2,031,777	8,487,730	10,519,507	8,487,730					特別定額給付金	

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節 区分	金額 千円	説明
				源						
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円			
1. 社会福祉 総務費	1,570,286	9,074	1,579,360					9,074	千円	36. 新型コロナウイルス感染症緊急 対策生活応援事業 9,074  〔福祉相談課〕 需用費 33 消耗品費 (30) 事務用消耗品 (3) 印刷製本費 41 封筒 9,000 役務費 41 通信運搬費 (41) 郵送料 負担金、補助及び交付金 9,000 新型コロナウイルス感染症 緊急対策生活応援交付金
								10. 需用費	33	
								1. 消耗品費	30	
								4. 印刷製本費	41	
								11. 役務費	41	
								1. 通信運搬費	41	
								18. 負担金、補助及び交付金	9,000	
計	5,669,172	9,074	5,678,246					9,074		

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節 区分	金額 千円	説明
				源						
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円			
1. 児童福祉 総務費	2,141,825	178,583	2,320,408					94,251	千円	15. 子育て世帯への臨時特別給付 金 84,332  〔子ども政策課〕 報酬 260 一般事務補助報酬(時間額) ) 4 需用費 1,053 消耗品費 100 印刷製本費 804
								1. 報酬	260	
								10. 需用費	104	
								1. 消耗品費	100	
								4. 印刷製本費	4	
								11. 役務費	1,053	
								1. 通信運搬費	804	
計	5,669,172	9,074	5,678,246					9,074		

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節 区分	金額 千円	説明
				財源							
				特 国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
1.								3. 手数料 12. 委託料 18. 負担金, 補助及び交付金	千円 249 1,386 175,780	事務用消耗品 1,016 役員費 (767) 通信運搬費 郵送料 (249) 手数料 手数料 委託料 1,386 子育て世帯への臨時特別給 付金対応システム改修委託 負担金, 補助及び交付金 81,570 子育て世帯への臨時特別給 付金 17. 子育て世帯緊急対策応援事業 94,251 [子ども政策課] 需用費 4 印刷製本費 (4) 封筒 封筒 役員費 37 通信運搬費 (37) 郵送料 負担金, 補助及び交付金 94,210 子育て世帯緊急対策応援給 付金	
計	7,653,874	178,583	7,832,457	84,332					94,251		



(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				源				区分	金額	
				特	都支出金	地方債	その他の			
国支出金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
2. 商工業 振興費	千円 26,075	千円 86,000	千円 112,075				千円 86,000	18. 負担金, 補助及び 交付金	千円 86,000	6. 中小企業者緊急対策応援事業 86,000
計	88,721	86,000	174,721				86,000			[地域活性化課] 負担金、補助及び交付金 86,000 中小企業者緊急対策応援給 付金 36,000 中小企業者感染拡大防止協 力金 50,000

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				源				区分	金額	
				特	都支出金	地方債	その他の			
国支出金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
3. 教育指導費	千円 274,386	千円 39,740	千円 314,126		千円 38,430		千円 1,310	12. 委託料	千円 4,140	18. 情報教育推進費 7,740
					千円 6,430		千円 1,310	13. 使用料及び 貸借料	千円 35,600	[指導室] 委託料 4,140 端末設定変更委託 使用料及び貸借料 3,600 電子書籍ライセンス使用料
										35. 家庭学習通信環境整備支援 32,000
計	462,140	39,740	501,880		32,000					[指導室] 使用料及び貸借料 32,000 モバイルルーター一借上

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費



給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総括 ( )内は、再任用職員別掲 【】内は、会計年度任用職員別掲 (単位：千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計	
補正後	(12) 【452】 436	629,010	1,656,526	1,428,278	3,713,814	4,309,859
補正前	(12) 【448】 436	625,150	1,656,526	1,428,278	3,709,954	4,305,999
比 較	(0) 【4】 0	3,860	0	0	3,860	3,860

(職員手当の内訳)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤働手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備 考
補正後	280,887	33,396	55,815	8,460	102,867	789,807	207	37,637	25,965	93,237	
補正前	280,887	33,396	55,815	8,460	102,867	789,807	207	37,637	25,965	93,237	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報 酬	3,860	その他の増減分	3,860	3,860
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0	0
		その他の増減分	0	0
職員手当	0	制度改正に伴う増減分	0	0
		その他の増減分	0	0



議案第 27 号

令和 2 年度狛江市一般会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。



議案第27号別紙

令和2年度

狛江市一般会計補正予算(第2号)





## 令和２年度狛江市一般会計補正予算（第２号）

令和２年度狛江市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６７，９９３千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３８，８０３，１８０千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第２条 地方債の変更は，「第二表 地方債補正」による。

令和２年５月２６日 提出

狛江市長  
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
15. 国庫支出金		13,502,162	168,857	13,671,019
	1. 国庫負担金	4,422,359	7,520	4,429,879
16. 都支		9,061,608	161,337	9,222,945
	2. 都補助金	5,117,934	37,870	5,155,804
19. 繰入		3,201,482	37,470	3,238,952
	3. 委託	279,384	400	279,784
22. 市債		641,697	△1,134	640,563
	1. 繰入	641,697	△1,134	640,563
歳入		1,584,700	△137,600	1,447,100
	1. 市債	1,584,700	△137,600	1,447,100
合計		38,735,187	67,993	38,803,180

歳出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
3. 民生費		15,873,424	23,556	15,896,980
	1. 社会福祉費	5,678,246	10,026	5,688,272
	2. 児童福祉費	7,832,457	12,870	7,845,327
4. 衛生費		2,350,721	660	2,351,381
	1. 保健衛生費	2,033,175	33,056	2,066,231
7. 商工費		837,371	33,056	870,427
	1. 商工費	174,721	81,544	256,265
10. 教育費		174,721	81,544	256,265
		4,278,188	△70,163	4,208,025
	1. 教育総務費	501,880	378,203	880,083
2. 小中学校費		1,269,974	△78,439	1,191,535
	3. 中学校費	1,226,770	△369,927	856,843
歳出		38,735,187	67,993	38,803,180

第二表 地方債補正

補 正			補 正			後		
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	償還の方法	
子育て・教育支援 複合施設整備事業債	千円 72,800	借り入れの時から 据置期間を含め、2.5 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	証書借入  又  証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	証書借入  又  証券発行	借り入れの時から 据置期間を含め、2.5 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	
市道整備事業債	114,300							
都市計画公園整備事業債	48,200							
第一小学校整備事業債	177,900							
第二中学校整備事業債	157,400							
第三中学校整備事業債	43,800							
学校屋内運動場空調設備 整備事業債	126,300							
学校教育施設情報 通信基盤整備事業債								
臨時財政対策債	844,000							
計	1,584,700							
子育て・教育支援 複合施設整備事業債	千円 72,800	借り入れの時から 据置期間を含め、2.5 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	証書借入  又  証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	証書借入  又  証券発行	借り入れの時から 据置期間を含め、2.5 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	
市道整備事業債	114,300							
都市計画公園整備事業債	48,200							
第一小学校整備事業債	121,900							
第二中学校整備事業債								
第三中学校整備事業債	43,800							
学校屋内運動場空調設備 整備事業債	126,300							
学校教育施設情報 通信基盤整備事業債	75,800							
臨時財政対策債	844,000							
計	1,447,100							



狛江市一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	13,502,162	168,857	13,671,019
16. 都支支出金	5,117,934	37,870	5,155,804
19. 繰入金	641,697	△1,134	640,563
22. 市債	1,584,700	△137,600	1,447,100
歳入合計	38,735,187	67,993	38,803,180

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源				内訳
				特定		その他		
				国支金	都支金	地方債	その他	
3. 民生費	15,873,424	23,556	15,896,980	7,850	0	0	0	15,706
4. 衛生費	2,033,175	33,056	2,066,231	4,018	29,038	0	0	0
7. 商工費	174,721	81,544	256,265	0	0	0	0	81,544
10. 教育費	4,278,188	△70,163	4,208,025	156,989	8,832	△137,600	△65,000	△33,384
歳出合計	38,735,187	67,993	38,803,180	168,857	37,870	△137,600	△65,000	63,866

2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区	分	
1. 民生費 国庫負担金	4,400,348 千円	7,520 千円	4,407,868 千円	1. 社会福祉 負担金	7,520 千円	3. 住居確保給付金負担金 千円
計	4,422,359	7,520	4,429,879			

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区	分	
2. 民生費 国庫補助金	373,226 千円	330 千円	373,556 千円	5. 生活保護 補助金	330 千円	1. 生活保護費適正化推進事業補助金 千円
3. 衛生費 国庫補助金	14,846	4,018	18,864	1. 保健衛生 補助金	4,018	2. 母子保健医療対策総合支援事業補助金
5. 教育費 国庫補助金	127,270	156,989	284,259	1. 学校教育 補助金	156,989	4. 学校施設環境改善交付金 △71,467 6. 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 84,321 7. 公立学校情報機器整備費補助金 144,135
計	9,061,608	161,337	9,222,945			

(款) 16. 都支出金

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区	分	
3. 衛生費都補助金	34,787 千円	29,038 千円	63,825 千円	1. 保健衛生 補助金	29,038 千円	8. とうきょうママパパ応援事業補助金 千円
7. 教育費都補助金	182,338	8,432	190,770	1. 教育総務 補助金	8,432	12. 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業補助金
計	3,201,482	37,470	3,238,952			

(款) 16. 都支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説
				区	分	
5. 教育費委託金	千円 5,379	千円 400	千円 5,779	1. 教育総務費	千円 400	3. オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金
計	279,384	400	279,784	委託金		

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説
				区	分	
1. 基金繰入金	千円 641,695	千円 △1,134	千円 640,561	1. 財政調整	千円 63,866	1. 基金繰入金
				基金繰入金		
				3. 公共施設修繕	△65,000	1. 基金繰入金
計	641,697	△1,134	640,563	基金繰入金		

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説
				区	分	
3. 教育債	千円 505,400	千円 △137,600	千円 367,800	1. 義務教育施設	千円 △137,600	1. 第一小学校整備事業債 △56,000 2. 第二中学校整備事業債 △157,400 5. 学校教育施設情報通信基盤整備事業債 75,800
				整備事業債		
計	1,584,700	△137,600	1,447,100			





3. 歳出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源					区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源				
1. 社会福祉 総務費	千円 1,579,360	千円 10,026	千円 1,589,386	千円 7,520	千円 7,520	千円 7,520	千円 2,506	千円 2,506	19. 扶助費	千円 10,026	千円 10,026	24. 生活困窮者自立相談支援事業 〔福祉相談課〕 扶助費 住居確保給付金
計	5,678,246	10,026	5,688,272	7,520			2,506					

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源					区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源				
1. 児童福祉 総務費	千円 2,320,408	千円 12,870	千円 2,333,278	千円 7,520	千円 7,520	千円 7,520	千円 12,870	千円 12,870	11. 役員費 1. 通信 運搬費	千円 230 230	千円 12,870	17. 子育て世帯緊急対策支援事業 〔子ども政策課〕 役員費 通信運搬費 郵送料 負担金, 補助及び交付金 プレミアム付商品券給付
計	7,832,457	12,870	7,845,327	7,520			12,870					

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源					区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源				
1. 生活保護 総務費	千円 144,481	千円 660	千円 145,141	千円 330	千円 330	千円 330	千円 330	千円 330	12. 委託料	千円 660	千円 660	2. 一般事務費



(款) 7. 商工費  
(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定		財源			区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源			
2. 商工業振興費	千円 112,075	千円 81,544	千円 193,619	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	7. プレミアム付商品券事業 81,544
計	174,721	81,544	256,265								[地域活性化課] 負担金、補助及び交付金 81,544 プレミアム付商品券事業補助金

(款) 10. 教育費  
(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定		財源			区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源			
3. 教育指導費	千円 314,126	千円 378,203	千円 692,329	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	18. 情報教育推進費 377,803
				228,456	8,832	75,800		65,115			[指導室] 委託料 168,642
				228,456	8,432	75,800		65,115			委託料 209,161
											通信基盤整備委託 141,739 端末設定変更等委託 26,903 備品購入費 209,161 事業用備品
					400						29. オリゾンピック・パラリンピック教育推進 400
計	501,880	378,203	880,083	228,456	8,832	75,800		65,115			[指導室] 報償費 400 研究授業等講師謝礼

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節		説明 千円	
				特定			財源			区分	金額 千円		
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源					
								国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		一般財源 千円
6. 学校建設費	421,003	△78,439	342,564	△6,767		△56,000	△15,000	△672					1. 既存施設改修工事 △78,439 〔施設課〕 委託料 △3,503 第一小学校児童増対策工事 (既存校舎教室等改修工事) ) 監理業務委託 △74,936 工事請負費 △74,936 第一小学校児童増対策工事 (既存校舎教室等改修工事 )
計	1,269,974	△78,439	1,191,535	△6,767		△56,000	△15,000	△672					

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節		説明 千円	
				特定			財源			区分	金額 千円		
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源					
								国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		一般財源 千円
6. 学校建設費	692,457	△369,927	322,530	△64,700		△157,400	△50,000	△97,827					1. 既存施設改修工事 △369,927 〔施設課〕 委託料 △20,889 第二中学校大規模改修一期 工事監理業務委託 △11,382 第三中学校普通教室等空調 設備整備工事監理業務委託 △4,920 第二中学校大規模改修一期 工事備品等移動業務委託 △4,587 工事請負費 △349,038
計	1,269,974	△78,439	1,191,535	△6,767		△56,000	△15,000	△672					

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節		説明	
				特定			財源			一般財源 千円	区分		金額 千円
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円						
6.												第二中学校大規模改修一期 工事 △230,805 第三中学校普通教室等空調 設備整備工事 △118,233	
計	1,226,770	△369,927	856,843	△64,700		△157,400	△50,000	△97,827					

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総括 ( )内は、再任用職員別掲 【】内は、会計年度任用職員別掲 (単位：千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計	
補正後	(12) 【453】 436	630,713	1,656,526	1,428,524	3,715,763	4,311,808
補正前	(12) 【452】 436	629,010	1,656,526	1,428,278	3,713,814	4,309,859
比 較	(0) 【1】 0	1,703	0	246	1,949	1,949

(職員手当の内訳)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備 考
補正後	280,887	33,396	55,815	8,460	102,867	789,807	207	37,637	25,965	93,483	
補正前	280,887	33,396	55,815	8,460	102,867	789,807	207	37,637	25,965	93,237	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	246	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報 酬	1,703	その他の増加分	1,703	1,703
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0	0
		その他の増減分	0	0
職 員 手 当	246	給与改定に伴う増減分	0	0
		制度改正に伴う増減分	0	0
		その他の増加分	246	246

地方債の前前年度末における前年度末及び前年度末並びに前年度末及び前年度末における現在高並びに前年度末における現在高の増減見込みに関する調書（補正）

区分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
1. 普通債	8,408,917	8,423,756	1,009,700	680,807	8,752,649
(1) 総務債	704,027	648,909		55,433	593,476
(2) 民生債	1,416,091	1,987,747	72,800	73,962	1,986,585
(3) 衛生債	460,972	455,038		5,961	449,077
(4) 土木債	1,988,226	1,851,879	162,500	187,977	1,826,402
(5) 消防債	284,500	287,768		24,293	263,475
(6) 教育債	3,555,101	3,192,415	774,400	333,181	3,633,634
2. 減税補てん債	382,248	292,236		79,066	213,170
3. 臨時財政対策債	10,711,668	10,625,177	844,000	819,887	10,649,290
合計	19,502,833	19,341,169	1,853,700	1,579,760	19,615,109

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含む。



議案第 28 号

令和 2 年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

国民健康保険特別会計予算を補正する必要があるため。



議案第28号別紙

令和2年度

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)



## 令和２年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和２年度狛江市の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，７８８，８７０千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年５月２６日 提出

狛江市長  
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
3. 都	支 出 金	5,230,623	400	5,231,023
	1. 都 補 助 金	5,230,622	400	5,231,022
歳 入	合 計	7,788,470	400	7,788,870

歳出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 保 険 給 付 費		4,978,166	400	4,978,566
	7. 傷 病 手 当 金	0	400	400
歳 出	合 計	7,788,470	400	7,788,870

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3. 都 歳	5,230,623 千円	400 千円	5,231,023 千円
入 合 計	7,788,470	400	7,788,870

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定		その他	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	一 般 財 源
2. 保 歳	4,978,166 千円	400 千円	4,978,566 千円	0 千円	400 千円	0 千円	0 千円
給 出 合 計	7,788,470	400	7,788,870	0	400	0	0



2. 歳入

(款) 3. 都支出金

(項) 1. 都補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区分	金額 千円	
2. 保険給付費等 交付金	5,099,811	400	5,100,211	2. 特別交付金	400	2. 特別調整交付金分(市町村分)
計	5,230,622	400	5,231,022			

(款) 3. 都支出金

3. 歳出

(款) 2. 保険給付費

(項) 7. 傷病手当金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				財源				区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円			
1. 傷病手当金	0	400	400		400			18. 負担金, 補助及び交付金	400	1. 傷病手当金の支給 〔保険年金課〕 負担金, 補助及び交付金 傷病手当金
計	0	400	400		400					

議案第 29 号

狛江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の 2 第 1 項の規定に基づき、市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 市長等は、当該市長等の損害賠償責任を負う額から次条に規定する額を控除して得た額については、当該市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、これを賠償する責任を免れるものとする。

(法第243条の 2 第 1 項の条例で定める額)

第 3 条 法第243条の 2 第 1 項の規定により条例で定める額は、同項に規定する損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第203条の 2 第 1 項の規定による報酬又は同法第204条第 1 項若しくは同条第 2 項の規定による給与（扶養手当、住居手当又は通勤手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第 29号）第13条の 2 の規定により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長，教育長，教育委員会委員，選挙管理委員会委員又は監査委員 4
- (3) 農業委員会委員又は固定資産評価審査委員会委員 2
- (4) 前 2 号に掲げる者以外の市職員 1

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の市長等の行為に基づく損害賠

償責任について適用する。

提案理由

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき，市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるため。

議案第 30 号

狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項及び第2項中「，第11条」を削り，同条第4項中「第11条及び」を削る。

付 則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の狛江市職員の給料等に関する条例の規定は，令和2年4月1日から適用する。

提案理由

管理職に対しても，特殊勤務手当の支給を可能とするように改めるため。



議案第 31 号

狛江市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市税条例の一部を改正する条例

狛江市税条例（平成 3 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

付則第 10 条中「法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの」を「法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで，第 61 条又は第 62 条の」に，「又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」を「又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで，第 61 条若しくは第 62 条」に改める。

付則第 10 条の 2 に次の 1 項を加える。

19 法附則第 62 条に規定する市の条例で定める割合は，0 とする。

付則第 15 条の 3 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

付則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第 24 条 第 9 条第 7 項の規定は，法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の施行に伴い，所要の改正を行うため。





議案第 32 号

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

狛江市都市計画税条例（平成 3 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

付則第 17 項中「又は第 15 条の 3」を「，第 15 条の 3 又は第 61 条」に改め，「第 15 条の 3 まで」の次に「若しくは第 61 条」を加える。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の施行に伴い，所要の改正を行うため。



議案第 33 号

狛江市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市手数料条例の一部を改正する条例

狛江市手数料条例（平成10年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表36の項を削る。

別表37の項中「総務省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）」に改め、同項を同表36の項とする。

別表中38の項を37の項とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため。



議案第 34 号

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第43条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第43条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第33号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。



議案第 35 号

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る  
連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次のいずれかに該当する  
とき」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的  
保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措  
置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼  
児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供される  
よう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の  
確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 6 条第 5 項中「前項」の次に「（第 2 号に該当する場合に限る。）」を加え  
る。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3  
号」に改める。

第37条第4号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」  
に、「第 6 条第 4 項」を「第 6 条第 5 項」に改め、「従事する場合」の次に「又  
は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭  
において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和 2  
年厚生労働省令第40号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。





議案第 36 号

狛江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

狛江市国民健康保険条例（平成 6 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。  
付則を次のように改める。

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行前に、改正前の狛江市国民健康保険条例の規定（第 5 章を除く。）に基づきなされた給付その他の行為は、この条例の規定によってなされたものとみなす。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第 3 条 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た金額（その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第4条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第5条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、前条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第3条から第5条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

#### 提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金を支給することから、所要の改正を行うため。

同意第 2 号

狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市猪方二丁目
氏名・年齢	江藤 恭之 ・ 54歳

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により，議会の同意を求めるため。



同意第 3 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市岩戸北三丁目
氏名・年齢	三角 武久 ・ 58歳

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により，議会の同意を求めるため。



同意第 4 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市東和泉一丁目
氏名・年齢	荒井 悟 ・ 56歳

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により，議会の同意を求めるため。





同意第 5 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市中和泉三丁目
氏名・年齢	飯田 孝 ・ 65歳

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により，議会の同意を求めるため。



同意第 6 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市猪方一丁目
氏名・年齢	小川 保 ・ 54歳

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため。



同意第 7 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市中和泉三丁目
氏名・年齢	小町 寛行 ・ 49歳

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により，議会の同意を求めるため。



同意第 8 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市猪方二丁目
氏名・年齢	栗原 静枝 ・ 67歳

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により，議会の同意を求めるため。





同意第 9 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市東野川三丁目
氏名・年齢	栗山 修一 ・ 61歳

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため。



同意第 10 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都調布市入間町二丁目
氏名・年齢	紺矢 繁雄 ・ 53歳

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により，議会の同意を求めるため。



同意第 11 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市西野川一丁目
氏名・年齢	鈴木 康久 ・ 52歳

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により，議会の同意を求めるため。



同意第 12 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市駒井町二丁目
氏名・年齢	高橋 茂 ・ 65歳

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により，議会の同意を求めるため。





同意第 13 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市中和泉五丁目
氏名・年齢	名古屋 隆 ・ 62歳

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により，議会の同意を求めるため。